

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成30年1月10日（水）午前9時30分～午前10時45分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

1番	岸野 敏夫	出
2番	高槻 祥治	出
3番	鳥越 幸男	出
4番	渡邊 卓司	出
5番	片山 悦志	出
6番	小野 孝一郎	出
7番	平井 康夫	出
8番	平井 忠行	出
9番	高月 周次郎	出
矢掛地区推進委員	林 義夫	出
美川地区推進委員	谷許 和昭	出
三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
山田地区推進委員	原野 尚徳	出
川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
中川地区推進委員	石井 博	出
小田地区推進委員	田邊 登	出

## 4. 議案日程

- (1) 議案第46号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第47号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第48号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第49号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について

## 5. 会議の内容

別紙のとおり

事務局長	<p>年頭にあたり山野町長・武井副町長にご出席をいただいておりますので、山野町長よりご挨拶をお願いします。</p>
町長	<p>新年あけましておめでとうございます。新年にあたり、ご挨拶を申し上げます。希望に満ちた輝かしい平成30年の新春を、ご健勝でお迎えのことと心からお慶び申し上げます。</p> <p>また、平素から町政全般にわたり、深いご支援とご協力を賜わり、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、農業委員・推進委員の皆様には、昨年7月に任命を受けてから、農地の権利移動や転用等に係る調査、議案審議をはじめ、担い手の確保対策、遊休農地対策、中間管理事業の推進など、委員会業務遂行のため、ご尽力されておられることに、改めまして感謝申し上げます。</p> <p>ご承知のとおり、本町における農業は、農家数の減少、小規模経営、また、中山間地域では、棚田が多く大型機械による作業が困難であること、野生鳥獣による被害の増大、耕作放棄地や担い手確保の課題など、農業を取り巻く環境は、厳しい状況にあり、その解消が喫緊の課題となっています。</p> <p>これらの課題解決のため、農業基盤整備や農地の有効利用、集落営農の組織化、企業の農業参入の推進、地域特性に合った付加価値の高い農産物の掘り起こし等に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>農業委員会におかれましても、制度が改正され、農業委員会の役割は、これまで以上に重要で、農業振興全般において、リーダー的な存在としての活躍を期待されています。</p> <p>町としましても、皆さんのお力をお借りしながら、本町の基幹産業 農業の振興を進めてまいりたいと、考えておりますので、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、年頭のごあいさつといたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>武井副町長にお出でいただいておりますので一言ご挨拶をお願いします。</p>
副町長	<p>皆さま、あけましておめでとうございます。今年も一年間皆さまにはご協力いただき、色々とお世話になると思いますが、よろしくお願い致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員代表として、高月会長から挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>おはようございます。日本の農業には、後継者不足問題があります。この問題に対して、これからは大規模農業、規模を拡大していき組織でカバーしていかなければ</p>

事務局長	<p>ればならないのかなと思います。農地を守りながら、どのようにやっていくかが課題です。</p> <p>任期3年の中で、力を合わせてこれからの矢掛町の農業が抱える問題に対して、方向性を確立していきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>町長・副町長は、公務がありますので、ここで退席します。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第11回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は2番 高槻祥治委員さんと、4番 渡邊委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第46号から議案第49号の4議案です。</p>
議長	<p>議案第46号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上7件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議長	<p>事案番号13番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
矢掛地区推進委員	<p>この土地は以前から譲受人が耕作をされています。譲渡人は、もう耕作をされないということで、譲渡されます。譲受人は、現在も水稻を中心に耕作されていますので、問題はありません。</p>
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号13番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は県外にお住まいです。譲受人の増反希望により、譲り渡されます。問題はありません。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>14</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>14</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この2筆の土地は、譲受人の自宅前の土地です。譲渡人は県外にお住まいです。譲受人の自宅前に農地が欲しいとの要望により、譲り渡されます。問題はありません。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>登記地目は田ですが、現況は畑です。譲渡人と譲受人は、同じ町内会の方です。今回、譲受人からの要望です。この土地は以前から、譲受人が借りて耕作されていたようです。適正に管理されておりましたので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。事案番号 <u>16</u> 番につきまして、</p>

	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>17</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番委員	<p>この土地の場所は、小田川より南側です。譲渡人は、町外にお住まいです。この土地は以前から譲受人が耕作されておりましたので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番委員	<p>この土地は小田川より南側です。譲渡人は、ご高齢でご家族も耕作される方がいらっしゃいませんので、お隣の譲受人に譲られるとお聞きしております。問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
6 番委員	<p>譲受人はご高齢の為、農業を廃止されるということです。ご近所の譲受人が耕作</p>

<p>議 長</p>	<p>していただけるということで、譲り渡されます。双方の意向の確認はいたしておりますので、所有権移転に関して問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>47</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>5</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>三谷地区 推進委員</p>	<p>事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>申請人の家の前の2筆を露天駐車場に一時転用する申請です。一時転用期間は、H30年2月1日からH30年5月31日までです。その後は、もとの田の状態にもどされ、耕作をされると聞いています。特に問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>

<p>1 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>この申請は1 2月総会の事案と関連事案です。現在車庫が建っています土地は、以前は農地だった事がわかりました。既に車庫が建っておりますので、始末書を添付していただいております。問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1 3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1 3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>1 4</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>申請内容は、離れの東側の土地を居宅に転用します。排水等問題はなく、周辺の土地に影響はないと考えます。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1 4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1 4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>1 5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>転用の目的は、約2 0年前に母屋を新築する際に仮住まいとして建物を建てました。現在は、物置として使用していますが、この度、居宅を新築されます。物置が既に建っておりますので、始末書を添付していただいております。周辺の土地に影響はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1 5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
6 番委員	<p>現地確認をしましたが、既に駐車場が出来ておりました。始末書を添付して申請をしていただきました。周辺の土地には、果樹を植えて畑にされています。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>16</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>5</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>48</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u> 件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>25</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
1 番委員	<p>申請地とその北側の宅地を含めて一体で太陽光パネルを設置するということです。三方を道路に囲まれています。排水路は宅地の北側にあり、そちらに流されますので問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>25</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>25</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>26</u> 番、<u>27</u> 番、<u>28</u> 番につきましては、同一案件のため一括審議します。地元委員さんの意見をお願いします。</p>
3 番委員	<p>この度、駐車場にされるのはこの3事案と昨年申請され許可がおりている3筆です。南側にある既存の排水路は撤去し、新たに排水路をつくり西東の用水路に排水するという計画です。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>26</u> 番、<u>27</u> 番、<u>28</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>26</u> 番、<u>27</u> 番、<u>28</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>29</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
3 番委員	<p>譲受人は不動産会社の紹介で譲渡人の土地に居宅を建てられます。周辺の土地に影響はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>29</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>29</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>5</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>49</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、</p> <p><u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>借受人は貸渡人のお孫さんです。転用目的は、居宅1棟です。今回、離れを改装する為にこの土地を転用します。現在、この土地にかかって建てられているのは農業用倉庫です。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議 長</p> <p>3 番 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>借受人と貸渡人は、親子です。</p> <p>お父様の土地に息子さんが自己住宅を建てられます。周辺の土地への影響はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、</p>

	許可と決定いたします
議 長	以上 <a href="#">2</a> 件について、許可処分を行うことを議決します。
議 長	次に、報告事項について確認します。
議 長	農地法施行規則該当転用届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	道路から家に入る道が狭い為に、進入路を広げられました。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	1番は、借受人がお亡くなりになりご家族の方も耕作は出来ないということで、 解約されます。
	2番は、所有権移転の為の解約です。
8番委員	3番は、別の方が耕作される為、合意解約されます。 南山田に移住された方が、アスパラを作られるそうです。利用権の用紙も提出されています。
山田地区 推進委員	4番は、戦前の小作解約です。
川面地区 推進委員	5番は、借受人がご高齢の為、解約されます。貸渡人は、次に耕作していただける方を探されております。
	6番は、借受人がご高齢の為、解約されます。この土地は、貸渡人が農地中間管理機構に預けて、クラカアグリが耕作されます。
	7, 8, 9番は、借受人に耕作していただけない状況から、貸渡人の3名が解約を申し出たということです。どの土地も、次に耕作をされる方が決まっています。

	<p>利用権の用紙も提出される予定です。</p> <p>10番は、この土地を購入されたいという方がおられる為、合意解約されます。</p>
議長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>10分間</u>休憩の後、<u>10時55分</u>から協議会を開催いたします。</p>